

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和5年1月26日

本県の家きん農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ (県内3例目)に係る防疫措置の完了について

本日(1月26日)行田市の家きん農場で発生した高病原性鳥インフルエンザの農場の防疫措置が、16時00分に完了しました。

なお、防疫措置の概要は以下のとおりです。

1 農場の概要

- (1)農場の所在地:行田市
- (2)飼養羽数:2,126羽

2 防疫措置の経過

別紙1のとおり

3 作業従事者数

延べ36人
(県職員18人、行田市職員1人、関係団体17人)

4 その他

- (1)消毒ポイントについて(別紙2参照)
防疫措置完了に伴い、下記の消毒ポイントを閉鎖します。
・南河原二区集会所(行田市南河原962)
- (2)搬出制限解除予定日
令和5年2月6日(月曜日)0時00分
- (3)移動制限解除予定日
令和5年2月17日(金曜日)0時00分

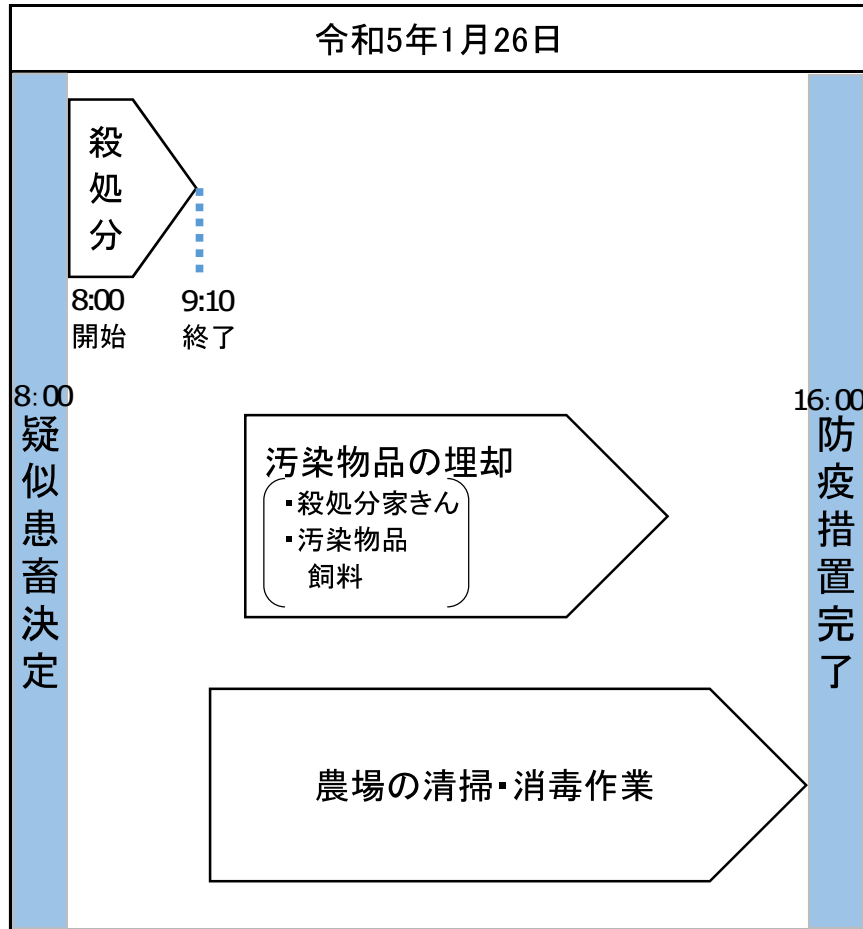
※(2)、(3)ともに農林水産省と協議の上、解除します。

【用語説明】

- (1)移動制限区域:発生農場を中心とした半径3km以内の家畜等の移動を禁止する区域
- (2)搬出制限区域:移動制限区域の外側で、発生農場を中心とした半径10km以内の家畜等の当該区域からの搬出を制限する区域

- (4)我が国の現状においては、家きんの肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

○防疫措置の経過(行田市)



(別紙2)

移動制限区域、搬出制限区域及び消毒ポイント



消毒ポイント所在地及び稼働時間

消毒P 番号	名称	所在地	稼働時間	備考
1	南河原二区集会所	行田市南河原962	24時間	1/27 6時閉鎖
2	行田市総合公園	行田市和田1165	6:00~17:00	
3	妻沼運動公園	熊谷市飯塚200-1	6:00~17:00	
4	川里農業研修センター 駐車場	鴻巣市関新田1800	6:00~17:00	